

「保存期間の延長」の見直しについて（案）～統一的な方向性～ （公安委員会・警察本部長を除く）

見直し案

延長理由の類型（(1)～(5)）は現行どおりとし、延長期間については次のとおり改める。

(1)	当該監査、検査等が終了するまで	→	当該監査、検査等が終了した日が属する年度の末日
(2)	当該訴訟が終結するまでの間		当該訴訟が終結した日が属する年度の末日
(3)	裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間	→	当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の属する年度の翌年度の末日
(4)	決定の日の翌日から起算して1年間		決定の日の属する年度の翌年度の末日
(5)	必要と認める期間		<p>所属長が必要と認める期間（ただし、30年を上限とする。なお、文書主管課の同意を得た場合は、30年を超えて定めることができる。） <u>（ただし、10年を上限とする。また、延長後の保存期間が通算で60年を超える場合など、その延長に合理性がないと認められる場合は改善を求めることができる。）</u></p>



(1)～(4)について

- ・煩雑な事務処理を回避し、公文書ファイル単位の管理を行うため、(1)～(4)の理由による場合の延長する保存期間の末日を年度単位で統一する。



(5)について

- ・延長が必要となる理由は様々であり、適切に類型化することは困難。
- ・条例の趣旨に鑑み、歴史公文書の移管を進めるため、1回あたりの延長期間の上限を「10年」とする。なお、当初の保存区分が10年未満の文書の延長期間は真に必要な期間となるよう運用する。
- ・「30年」を超えて延長が必要な場合は、文書主管課の同意という手続き上の制限を設ける。
- ・延長に合理性がないと認められる場合は、文書主管課が改善を求めることができることとする。